

1 検証委員設置趣意

2 検証委員の概要

3 災害の概要

4 土砂崩落個所に対する市の対応の概要

(1) 通報等の件数

(2) 行政機関の対応経緯

所管部署

ア 産業廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

イ 天竜区まちづくり推進課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ウ 天竜土木整備事務所

静岡県土採取等規制条例

エ 北部都市整備事務所

静岡県建築条例、建築基準法（建築協定）

5 検証の進め方

※ 第2回決定事項

6 検証結果

(1) 個別の検証

天竜区緑恵台土砂崩落原因調査報告書によれば、台風15号の大雨により盛り土内の地下水位が上昇し、せん断抵抗力を失った盛り土が崩落し、本件土砂崩落が発生した。この崩落度量は3400m³である。そして、第2回検証会資料6によれば、平成27年から令和3年までの間の本件土地上の土量は3400m³以上増加している。平成27年頃以降の土砂の搬入は本件土砂崩落の規模を拡大させた重要な原因であると考える。

そこで、旧県土採取等規制条例（以下「旧条例」とする。）の適用に関して検討し、平成27年頃以降、土砂の搬入を抑止することができなかったのかという観点から、主に旧条例に関する行政対応の妥当性について重点的に検証及び評価を行う。その後、他の法令関係等について、検討及び評価を行う。

なお、本件土砂崩落に係る行政対応について、当検証会としては、違法と認められる対応はないと考える。以下では、望ましい行政対応として妥当性を検証及び評価した。

ア 旧県土採取等規制条例の解釈等

(ア) 事実関係の確認

旧県土採取等規制条例は昭和51年4月1日施行に伴い市町村にその権限が委譲され、本件土地について、平成17年7月1日以降、浜松市が所管していた。その後、旧条例は改正され、盛土等の規制については、静岡県盛土等の規制に関する条例が令和4年7月1日から施行されて、静岡県が所管している。旧条例について、浜松市道路保全課は「条例による規制は、盛土をする行為者に対して適用されるものであり、土地所有者に対しては適用されない」、「複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、この条例による規制は適用することができない」と判断している（第2回検証会資料5）。

(イ) 論点整理

- ① 本件土地所有者は「土地の採取等を行っている者」（旧条例6条）に該当しないか否か
- ② 「複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合」に条例が適用されるのか否か
- ③ 「土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるとき」（旧条例6条）に該当するか否か
- ④ 措置命令（旧条例6条）をすべきであったか否か

(ウ) 検討及び評価

- ① 本件土地所有者は「土地の採取等を行っている者」（旧条例6条）に該当しないか否か

浜松市道路保全課は「条例による規制は、盛土をする行為者に対して適用されるものであり、土地所有者に対しては適用されない」としている。この運用自体、規制の対象は土砂の搬入業者等（元請事業者）であって発注者（所有者）ではないとする解釈運用の実態に沿う対応である。

しかし、旧県土採取等規制条例は、「土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もつて県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的」（旧条例1条）としている。土木業等の事業主が土の採取等を行う場合と所有者が土の採取等を行う場合とで、県民の生命、身体及び財産に対する安全の保持等をする必要性は変わらない。所有者が「土の採取等を行っている」等と評価することができる場合、土地所有者に対して規制を行う必要性がある。また条例の文言上、所有者を排除していない。形式的に、土地所有者は「土地の採取等を行っている者」に該当しないという解釈・運用は妥当性に欠ける場合がある。

平成26年10月30日、本件土地に土砂を搬入していたダンプの運転手は「所有者から依頼を受けて1～2年前から埋め立てている」と説明していること、本件土地所有者は「平成15年ころから埋め立てを頼んでいる」と説明していること（第1回検証会 資料11-1～11-2・A-1）、平成27年3月、本件土地所有者は本件土地に設置された「残土捨場」という看板の撤去に自ら応じていること、から本件土地所有者自らの事業として土砂の搬入を行っていたと認められる。また、本件土地所有者は本件土地の隣接地にも盛り土を行い、同土地についてはアンカー工法による擁壁を設置するなどして建設土木業者同様の行為を行っている。このような事情から、本件土地所有者が「土地の採取等を行っている者」に該当する、又は、該当するおそれがあるとして、行政指導をすることができたものと考える。

平成27年3月18日、天龍土木整備事務所職員は本件土地所有者に対して、

「残土捨場」という看板の撤去を求めるなど県条例違反について行政指導を行っている（第1回検証会資料 11-21・A-3, 11-27・B-3）。したがって、上記の担当部署における旧条例の解釈は妥当性に欠けるものの、本件土砂崩落との関係では特に問題とはならない。担当部署における条例解釈と異なる解釈にしたがって職員が対応した点では問題は残るもの、本件土地所有者が「土地の採取等を行っている者」に該当するおそれがあることを前提として行政指導を行った点については、不適切ではなかったと考える。

② 「複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合」に条例が適用されるのか否か

各資料によれば、本件土地に複数の業者が 2 0 0 0 m³に至らない残土等を搬入していたと考えられる。そのため、「複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合」に条例が適用されるのか否か、が問題点となりうる。

この点に関して、平成 27 年 3 月 9 日及び平成 29 年（2017 年）11 月 21 日、本件土地に「残土捨場」という表示の看板が設置されていた。本件土地について、土地所有者が土木事業者等に賃貸していた事情は見当たらない。その他、看板の撤去等に土地所有者が直接対応していた事情等に鑑みると、本件土地所有者は「土地の採取等を行っている者」であると考えられる。土地所有者について条例が適用されると考えたため、本件との関係においては、複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合の条例の適用の可否は特に問題とはならないものと考える（後記 ■ 参照）。

③ 「土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるとき」（旧条例 6 条）の該当性

同要件に該当するか否かについては、客観的に判断される要件であると考える。令和 4 年 9 月 24 日に本件土砂崩落が発生していることから、遅くともこの時点において、土砂の搬入（盛り土）による土砂崩落が発生するおそれがあったと認められる。また本検証会にあたって新たに作成された資料（第2回検証会 資料 6）によれば、本件土地が造成された後、平成 27 年までに本件土地に 3 0 7 0 m³ 程の土砂が搬入されていること、平成 27 年には 3 2 度を超える急こう配であったと認められる。このような事情から、平成 27 年頃には、土砂の搬入（盛り土）による土砂崩落が発生するおそれがあったと、考えられる。

④ 措置命令（旧条例 6 条）をすべきであったか否か

しかし、本件土砂崩落前、土砂崩落の災害が発生するおそれがあることを立証するに足りる調査・分析結果を示す資料はなかったと認められる。資料がないため、措置命令を前提とした行政対応はできないと考える。したがって、措置命令をしなかった行政対応は不適切ではないと考えられる。

イ 県土採取等規制条例に関する行政対応

(ア) 事実関係の確認

平成26年10月30日、天竜農林事務所職員が、猿の被害確認調査中、本件土地にコンがら及び木の根っこが投棄されていることを確認したため、産業廃棄物対策課に情報提供した。同日、産業廃棄物対策課職員は不法投棄の調査目的で本件土地において、本件土地所有者から「平成15年ころから埋め立てを頼んでいる」という事情を聴取したが天竜土木整備事務所に情報提供していない。

平成26年11月4日、天竜区まちづくり推進課は、建築廃材及び土砂搬入について、住民から「安全性はだいじょうぶなのか?」等の問い合わせを受けた(第1回検証会 資料11-23・B-1, 11-33・D-1参照)。この情報提供を受けて、天竜区まちづくり推進課担当者は、産業廃棄物対策課、北部都市整備事務所、天竜土木整備事務所に連絡した。

平成26年11月4日、天竜土木整備事務所職員は天竜区まちづくり推進課から情報提供を受けて、本件土地所有者に対して土砂の搬入をやめるように等と指導した(第1回検証会 資料11-29・C-1)。このとき、職員は「残土捨場」とする看板を確認しているが、看板の撤去を指示した事情はなく、撤去された事情も見当たらない。天竜土木整備事務所職員が、本件土地所有者に対して本件土地購入後の土砂の搬入量を聴取する等して盛り土の量を確認した事情も見当たらない。

平成27年3月9日、産業廃棄物対策課職員は、不法投棄等のパトロール中、本件土地において「残土捨場」という表示の看板を見つけ、同年3月18日、天竜土木整備事務所に連絡した(第1回検証会 資料11-21・A-3)。この連絡を受けて、天竜土木整備事務所職員は本件土地において、「残土捨場」とする看板の撤去、土砂の搬入をやめるように指導し、土地所有者は(土砂を)「これ以上入れません」、「看板を撤去した」「立入禁止にします」などと回答した(第1回検証会 資料11-27・B-3)。「残土捨場」とする看板が撤去されたことについて、市職員が確認したか否かは、本検証会に提出された資料上、明らかではない。

同時点における天竜土木整備事務所の見解は「多少の豪雨でもくずれる危険性は低い」とされている(第1回検証会 資料11-27・B-3)。

その後、平成29年11月15日及び平成30年2月9日、北部都市整備事務所は住民から「土砂の埋め立てがされている」旨の情報提供を受けたが、天竜土木整備事務所に対し連絡した事情は見当たらない(第1回検証会 資料11-59・D-2)。

平成29年(2017年)11月21日、北部都市整備事務所職員による現地調査の写真によれば、本件土地に「残土捨場」という看板が設置されているが、同調査後、北部都市整備事務所から天竜土木整備事務所等に情報提供された事情は見当たらない。

天竜土木整備事務所において、令和3年12月23日頃、緑恵台自治会長から、令和4年1月21日、本件土地所有者の■から土砂の搬入に関して連絡を受け、天

竜土木整備事務所職員は旧「『県土採取等規制条例』に該当することが確認できれば、規制することは可能」である旨、旧条例の概要を説明したのみで、調査等を行わなかった。

(イ) 論点整理

- ① 情報を受けた後の初動の妥当性
- ② 調査の妥当性
- ③ 情報の共有のあり方妥当性
- ④ 土砂崩落の危険性に対する評価の妥当性
- ⑤ 行政指導等の妥当性

(ウ) 検証及び評価

- ① 情報を受けた後の初動等の妥当性

平成26年10月30日、産業廃棄物対策課は、不法投棄に関する情報の提供を受けたのであって、天竜農林事務所から得た情報のみをもって天竜土木事務所等の他の部署に連絡する端緒は見当たらない。しかし、産業対策課職員は、現地調査において、本件土地所有者が平成15年頃から埋め立てをしているという情報を得ている。また、写真（第1回検証会 資料11-23～11-7・A-1）によれば、本件土地の斜面は相当程度急こう配であったことが窺われる。土砂崩落のおそれについて、産業廃棄物対策課は天竜土木事務所等に情報提供することが望ましい対応であったと考える。

平成26年11月4日、市民からの安全性に関する不安を含む情報提供に対して、市職員が廃掃法、旧土採取等規制条例、県建築条例の各所管部署に連絡した対応、平成27年3月9日、産業廃棄物対策課職員らは不法投棄に関するパトロールにおいて「残土捨場」という表示の看板を見つけ、同年3月18日、天竜土木整備事務所に連絡した対応（第1回検証会 資料11-21・A-3）について、各部署は、盛土に関する規制の適用等に関して他部署に確認を求めて連絡したと考えられるところ、一定の評価をすることができる。

平成29年11月15日及び平成30年2月9日、北部都市整備事務所は住民から「土砂の埋め立てがされている」旨の情報提供を受けたが、天竜土木整備事務所に対し連絡した事情は見当たらない。所管する法令以外での埋め立て・盛土に関して規制の必要性を確認するために、天竜土木整備事務所等の他部署に対して、情報提供することが望まし対応であったと考える。

土砂崩落による市民又は第三者の生命・身体・財産が害されるおそれに関して、旧条例、森林法、都市計画関係法（宅地造成法を含む）等の法令による規制等がなされているが、法令ごとに各所管部署が担当している。土砂崩落の危険に関する情報提供について、市民に窓口選択の負担を課すのではなく、行政機関側で一つの窓口を設置し、同部署において、各法令の所管部署に連絡して対応することが望まし

い対応であったと考える。

② 調査等の妥当性

各部署において、情報提供を受けた後、概ね当日ないし情報提供を受けてから数日以内に本件土地の確認等の調査が行われ、速やかに調査に着手されている点で評価することができる。

しかし、天竜土木整備事務所職員は平成26年11月4日及び平成27年3月18日に現地調査を行ったが、土地所有者に対して、搬入した土砂の量、盛り土・埋め立てを行う前の状態、埋め立て前と現在の状態との比較、搬入した業者、各業者の搬入時期・搬入量などを聴取した事情は見当たらない。天竜土木整備事務所は本件土地所有者に対して土砂の搬入量等を聴取する等し、盛り土の経緯等をより詳しく調査することが望ましい対応であったと考える。

また、天竜土木整備事務所職員は平成27年3月18日に「残土置場」とする看板の撤去を求めた。看板の設置は反復継続して土砂が搬入されていた事実を窺わせる事実であって、土砂の搬入量に関して重要な事実であると考えられるが、職員が同看板の撤去を直接確認した資料は見当たらない。天竜土木整備事務所の調査に関する報告書は、土木部道路保全課作成の令和4年9月28日付の報告書（第1回検証会 資料11-29～11-32・C-1）のみであって、情報提供を受けた当日ないし調査当時に作成された報告書等は本検証会において提出されておらず、見当たらない。天竜土木事務所において、「残土置場」の看板が撤去された事実を確認し、かつ、同事実について報告書等の資料を残すなどの対応が望ましい。調査の程度が十分とまでいえない点、調査経緯・結果の報告書が見当たらない点について、適切ではない対応であったと考える。

本件土地に関して、平成26年10月30日の不法投棄に係る対応、平成26年11月4日の不法投棄の情報提供に係る対応、平成27年3月9日及び同月18日の土砂搬入に係る対応、平成29年11月15日及び平成30年2月9日の土砂の越境に係る対応が、それぞれ個別に対応されて、継続的な対応はない。平成26年11月4日、天竜区まちづくり推進課は住民から「安全性はだいじょうぶなのか？」という問い合わせを受けていること（第1回検証会 資料11-33・D-1）から、同時点において、本件土地の安全性に対する不安感があったものと認められる。また土砂が搬入されている事実は確認されていたと認められる。そこで、この頃以降、継続的に年1、2回程本件土地の土砂の搬入状況を確認することが望ましい対応であったと考える。

天竜土木整備事務所は、令和3年12月23日頃及び令和4年1月21日、自治会長等から土砂の搬入に関して連絡を受けたが、積極的な調査等を行わなかった。この対応について、本件土地は私有地であって市が本件土地所有者の承諾なく本件土地の盛り土の土量等を調査することはできないこと、仮に所有者の承諾があ

ったとしても緊急性が認められない限り公費を支出して土砂崩落の危険性について詳細に調査することは相当ではないことなどの事情から、本件土地が崩落するおそれについて、天竜土木整備事務所が積極的に詳細な調査を行わなかった対応は不適切ではない。

③ 調査結果等の情報の共有のあり方の妥当性

平成26年10月30日、産業廃棄物対策課は、不法投棄に関する調査において本件土地所有者が平成15年頃から埋め立てをしているという情報を得ていたが、この情報は天竜土木整備事務所等の部署と共有されていない。この点について、同調査時点において、産業廃棄物対策課において土砂崩落の危険性の認識がなかったこと、個人情報を含む情報を利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならないこと（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条参照）などから、天竜土木整備事務所等に情報提供されていなかったことは、不適切ではない。

平成29年（2017年）11月21日、北部都市整備事務所職員は、土砂の越境による建築協定違反等に関して本件土地の現地調査を行い、このとき「残土捨場」という看板を確認した。同時点において、「残土捨場」という看板が設置されているという情報は天竜土木整備事務所等と共有されていない。平成29年及び平成27年に「残土捨場」とする看板が設置されている事実から、本件土地所有者が継続的に土砂を搬入していた事実が窺われる。そのため、本件土砂崩落との関係では、「残土捨場」という看板に関する情報の共有は重要であったと考える。しかし、平成7年及び平成29年の各調査は別々の目的であって、各調査によって得られた情報を無制限に共有することについては、個人情報との関係で問題が残る。そこで、土砂崩落等によって市民等の生命・身体・財産が害されるおそれがある案件については、法令ごとの所管部署が対応するとともに、危機管理課等の部署が所管するものとし、同部署が調査及び調査結果を管理することが望ましいと考える。

④ 土砂崩落の危険性に対する評価の妥当性

本件土地について、天竜土木整備事務所は、平成27年3月、「多少の豪雨でもくずれる危険性は低い」と評価した（第1回検証会 資料11-27・B-3）。本件土砂崩落前、天竜土木整備事務所等の土砂崩落の危険性についての認識は乏しかったと考えられる。この危険性に対する評価について、本件土地の盛り土部分から人家まで70m以上の距離があること、本件土砂崩落前、市は土砂崩落の災害が発生するおそれがあることを立証するに足りる調査・分析結果を示す資料を保有していないこと、盛り土の土量が2000m³を超えていたこと、などからやむを得ない面もある。

しかし、平成24年7月豪雨（九州北部）、平成26年8月20日豪雨（広島ほか）、平成27年9月関東東北豪雨（鬼怒川氾濫）、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨（北九州・広島等）、令和元年10月東日本台風、令和

2年7月豪雨、令和3年7月大雨（熱海市等）、令和3年8月大雨、など記録的な降水量が毎年のように観測されている。記録的な降水量があることを想定した対応が求められる。また、本件土地の地域は、造成前の昭和44年頃、地すべり危険個所に指定されていた地域であり（静岡県GIS、昭和44年5月1日建設省河砂発第30号・「土砂崩落等による災害危険個所の再点検について」），現状において、沢状地形を呈しており、雨水が集水しやすい地形である（令和5年3月13日・天竜区k緑恵台土砂崩落原因調査報告書（案））。大雨・豪雨による災害を想定した高い危機意識をもって検討することが求められるところ、平成27年頃から本件土砂崩落発生までの間の行政対応には高い危機意識は認められない。最悪の事態を想定した行政対応が望ましく、市の土砂崩落の危険性に対する評価は十分ではなかったと考える。

⑤ 行政指導等の妥当性

平成27年3月18日、土砂搬入の情報を受けて、天竜土木整備事務所職員は本件土地所有者に対して、「残土置場」という看板の撤去、土砂の搬入を中止を指導し、土砂搬入を続けるのであれば旧条例に基づく厳しい指導を行うなどと注意した（第1回検証会 資料11-29・C-1）。この対応は評価することができる。もっとも上記②のとおり、指導した事項について、本件土地所有者が継続的に実行していたか否か、確認が不十分であった。この点で、対応は不適切であった。

令和3年12月23日頃、天竜土木整備事務所職員は緑恵台自治会長に対して土砂の搬入について、旧『『県土採取等規制条例』に該当することが確認できれば、規制することは可能』である旨を説明した。また、令和4年1月21日、天竜土木整備事務所職員は本件土地所有者の■に対して、旧条例の規制の概要を説明した

（第1回検証会 資料11-30「…面積が1,000m²以上かつ土量が2,000m³以上」は「…かつ…」の誤記。）この対応は、本件土地所有者以外の関係者に対して、旧条例を説明するものであって、不適切ではない。

ウ その他

(ア) 事実関係の確認

上記、イ参照。（追記の要）

(イ) 論点整理

- ① 廃掃法関係の対応の妥当性
- ② 他の浜松市が所管していた法令等の関係の対応の妥当性
- ③ 県が所管していた法令に係る対応の妥当性
- ④ 令和3年盛り土総点検の際の対応の妥当性

(ウ) 検証及び評価

- ① 廃掃法関係の対応の妥当性

本件土砂崩落前、本件土地に廃棄物が搬入されている旨の情報提供がなされ、コ

ンクリートがら等のがれき類が確認されていた。また、本件土砂崩落後、崩落した土砂にがれき類が混入していたことが確認されている。そこで、廃掃法に関する行政対応について検討した。

土砂は「廃棄物」に該当しない。崩落原因調査報告書によれば、本件土地崩落前の盛り土の土量は 8100 m^3 程である。これに対し、木の根っこやコンクリートがら等の廃棄物は 180 m^3 程である。廃棄物の本件土砂崩落に対する影響は小さいと考えられる。本件土砂崩落との関係では、廃掃法に関する行政対応について特に評価する対応はない。

② その他の浜松市が所管していた法令等の関係の対応の妥当性

森林法の関係について、本件土地はもともと地域森林計画区域内であったが、昭和63年隣地開発許可により同区域から除外されている。そのため、本件土地について、森林法による規制は及ばない。

都市計画法の関係について、本件土地の形質変更（盛り土）は建築物ないし特定工作物の建築の用に供する目的で行われたという事情はない。また本件土地は都市計画区域内ではなく、準都市計画区域内でもない。本件土地への土砂の搬入について、都市計画法の規制は及ばない。

旧宅造法の関係について、本件土地は「市街地又は市街地となろうとする土地」に該当しない。そのため、本件土地への土砂の搬入について、旧宅造法による規制は及ばない。

建築基準法・県建築基準条例の関係について、本件土地への土砂の搬入について「建築物」に係る規制は及ばない。

建築基準法・緑恵台建築協定との関係について、緑恵台建築協定において、本件土地は緑恵台建築協定区域内であるが、緑地又は法地に指定されているため、区画形質変更は制限されていない。そのため、本件土地への土砂の搬入について、建築協定上、明らかなに違反は認められない。

浜松市が所管していた上記法令の規制は、いずれも本件土地への土砂搬入について適用されないため、市の対応に不適切といえる対応は見当たらない。

③ 県が所管していた法令に係る対応の妥当性

県盛土等の規制に関する条例の関係について、令和4年7月1日から同条例が施行され、県が所管することになった。このとき、市から県に対して、本件土地に関する情報は提供されていない。県に対して積極的に情報提供されていない対応について、天竜土木整備事務所は本件土地への土砂の搬入量、土地の面積、搬入業者についての客観的資料を有していないため、やむを得ない面がある。しかし、天竜土木整備事務所は旧条例を所管していた部署として、市民から土砂搬入に関する情報提供を再三受けていたのであるから、違法な盛り土に関する情報の一つとして、県に対する情報提供をすることができれば、より好ましい対応であったと考

える。

その他の地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律との関係においても、市から県に対する情報提供がないことについて、やむを得ないと認められるが、市から県への情報提供をすれば、より好ましい対応であったと考える。

④ 令和3年盛土総点検の際の対応の妥当性

熱海市の土石流災害を踏まえて、農林水産省・林野庁・国交省・環境省から各都道府県宛に令和3年8月11日付「盛土による災害防止に向けた総点検（依頼）」が発出された（令和3年盛土の総点検）。これを受け、県は市に対して盛り土個所の抽出と点検を依頼したが、市の点検箇所に本件土地は含まれていなかった。本件土地を点検対処から除外されている対応について、本件土地が「重点点検対象エリア及び重点点検箇所」に該当すると判断するに足りる資料はなく、やむを得ない対応であって、不適切な対応ではなかったと考える。なお「重点点検対象エリア及び重点点検箇所」として「③大規模盛土造成地」が挙げられている。本件土地について、本検証会において市が県から取り寄せた昭和57年頃の林地開発許可に係る台帳写し、昭和63年の緑恵台建築協定認可通知書等が提出されているが、これらの資料のみでは本件土地を含む土地が「大規模盛土造成地」に該当するのか否か明らかではなく、令和3年盛土の総点検を担当した部署は上記資料を保有していなかった。

(2) 総合的な検証

近年、豪雨災害が頻発している状況を受けて、大雨・豪雨による土砂災害に対する危機意識が十分ではない。この点で、市の対応は十分な対応ではなかった。

また、「残土処理」という看板の撤去を確認するなど、業務の負担が比較的少ない基本的ともいえる確認業務が確実になされていないことが窺われる。このような基本的な業務が十分ではなかったことは適切ではなかった。

土砂崩落によって市民等の生命・身体・財産が害されるおそれがある場合に、市として窓口となる部署、統括する部署を設置していない点で、組織上、理想的な体制ではなかったといえる。

(3) 総括

6 委員会からの提言

(1) 市の土採取等市の条例の制定の検討

土の採取等に関する条例が制定されていない自治体もあるところ、静岡県において

は、土採取等規制する条例、静岡県盛土等の規制に関する条例が規定されている。県内においても、県条例に加えて条例を制定している市町もあるところである。複数業者による掘削、1000m³未満の盛土等についての規制について検討することも必要であると思料される。

(2) 危機管理に関する部署の設置

森林法、都市計画関係法、廃掃法、県土採取等規制条例について、各所管部署がそれぞれ対応しているのでは、自然災害等に対する十分な対応は困難である。例えば、都市整備部が宅地造成等規制法を所管しているが、県土採取等規制条例は県が所管して、浜松市の所管ではない。今後も盛り土や掘削を規制する法令の要件に該当する事実までは確認できないが、土砂崩落等のおそれがあると思料される場合が想定される。現在の特定の法令の所管部署が対応することが困難であっても、市民及び第三者の生命、身体、財産が土砂崩落等の災害によって害されるおそれがあると思料されるとき、各法令の所管部署とともに、対応する部署の設置が望ましい。このような組織の変更が求められる。

このような部署の設置は、情報の一元的な管理にも資するものと考える。

(3) 県と市の行政姿勢・県と市の連携

(4) 専門家との連携

(5) 市民による共助の体制のサポート

(6) 土地所有者への規制のあり方

(7) 市の文書作成・管理のあり方

(8) 搬出残土の管理のあり方

(9)